

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

医療推進課
生活衛生課

【告示】

- 証紙代金収納計器の設置場所の変更
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 保安林の指定の解除
- 〃
- 道路の区域変更
- 〃
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
- 〃
- 落札者等の決定

税務課
健康推進課

治山課

〃

道路整備課

【公告】

県民生活交通課

〃

農政企画課

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第四十九号

衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年八月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

(衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部改正)

第一条 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則(平成十二年岡山県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

別表第九号ア中「の規定」を「(省令第二十五条の二において準用する場合を含む。)の規定」に、「の届出書」を「又は診療用粒子線照射装置の届出書」に改め、同号シ及びエ中「の届出書」を「又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の届出書」に改め、同号セ中「診療用放射性同位元素」の下に「又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」を加え、同表第十三号フ中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同表第十八号カ中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同表第二十号ソ中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同表第二十一号イ中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同号ロ中「政令第一条の二」を「法第三条第一号」に改め、同号ハ中「第一条の三第一項」を「第一条の二」に改め、同号ニ中「第一条の四」を「第一条の三」に改め、同号ホ中「第一条の五」を「第一条の四」に改め、同号カ中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同表第二十二号中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下この号において「政令」という。)」を削り、同表第二十四号カ中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同表第二十五号ル中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同ルを同号カとし、同号又中「第二十一条第三項」を「第二十一条第二項」に改め、同又を同号フとし、同フの次に次のように加える。

ワ 政令第二十四条の規定による指定養成施設の指定の取消しの申請
別表第二十五号中リを又とし、同又の次に次のように加える。

ル 政令第二十一条第一項の規定による指定養成施設の変更又は廃止の承認の申請

別表第一第二十五号中チをリとし、ロからトまでをハからチまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 法第五条第一号の規定による製菓衛生師養成施設の指定の申請

別表第一第二十七号中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同表第三十二号中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同号に次のように加える。

ホ 政令第八条の二の規定による指定学校養成所の指定の取消しの申請

別表第一第三十三号中「第四条」を「第四条第一項」に改め、同表第三十四号二中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

(岡山県事務処理規則の一部改正)

第二条 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三生活衛生課の部4の項中8を削り、9を8とし、10を9とし、同部5の項中8を削り、9を8とし、10を9とし、11を10とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成27年8月7日 岡山県公報 第11709号

◎岡山県告示第三百八十三号

証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の徴収に関する条例施行規則（昭和四十六年岡山県規則第五十七号）第四条の規定により指定した証紙代金収納計器の設置場所を次のとおり変更した。

平成二十七年八月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 証紙代金収納計器の取扱者の名称
株式会社岡山県自動車会館

二 証紙代金収納計器の設置場所
新 岡山市北区富吉五三〇一番地
旧 岡山市中区藤原二五番地

◎岡山県告示第三百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十七年八月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

さくら薬局

倉敷市玉島乙島七一二五―六

平成二十七年八月一日

◎岡山県告示第三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十七年八月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

新見市大佐大井野字道仙後一八二五の六六から一八二五の六八まで

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

平成27年8月7日 岡山県公報 第11709号

◎岡山県告示第三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十七年八月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

瀬戸内市邑久町虫明字番尺三三〇の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

平成27年8月7日 岡山県公報 第11709号

◎岡山県告示第三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 玉野福田線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市児島由加字児之池三〇九五番一 地 先から	新	一三・四〇 九四・四	一四九五・〇
倉敷市児島由加字児之池三〇九五番一 地 先を經て		四・七〇 三五・二	一三九四・〇
倉敷市尾原字光林坊一五二八番三 地 先から		一八・〇〇 七八・〇	六八六・〇
倉敷市尾原字光林坊一五二八番三 地 先から			

<p>倉敷市児島由加字児之池三〇九五番一 地 先から 倉敷市尾原字光林坊一五二八番三 地 先 ま で</p>
<p>旧</p>
<p>四・七 三 五・二</p>
<p>一 三 九 四・〇</p>

〔三二一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十七年八月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人陣屋

三 代表者の氏名

山本 安恵

四 主たる事務所の所在地

岡山市北区今二丁目一七番二七号 アルファステイツ今公園一〇四号

五 定款に記載された目的

この法人は、子ども・障がい者・高齢者が主体のあたたかい地域づくりを、ボランティア活動で行う。また、障がい者福祉サービス・高齢者福祉サービスの指定事業者として、利用者へのきめこまやかな地域生活支援と、それを支える家族への支援を視野に入れた活動・事業を行い、福祉のまちづくりに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

その他の事務所の所在地

〔三二二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十七年八月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人楽しみ空間

三 代表者の氏名

親 理恵

四 主たる事務所の所在地

倉敷市宮前七一二番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者・障害者やその家族に対して、日常生活の支援に関する事業を行い、活気ある長寿社会と元気な街づくりに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

平成27年8月7日 岡山県公報 第11709号

〔三二三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年八月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 購入等件名及び予定数量

岡山県農林水産総合センターで使用する電気

使用予定電力量 四、七六三、〇〇〇キロワット時（一年間）

二 納入期間

平成二十七年十月一日から平成二十八年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県農林水産総合センター総務課

岡山県赤磐市神田沖一七四番一号

四 落札者を決定した日

平成二十七年七月二十八日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社 F | P o w e r

東京都港区六本木一丁目八番七号

六 落札金額

七七、七三四、三三二円（うち消費税額及び地方消費税の額五、七五八、〇九八円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十七年六月五日